

千曲市告示第53号

千曲市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月26日

千曲市長 小川 修一

千曲市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年千曲市告示第83号）の一部を次のように改正する。

別表中

食事支援ロボット（マイスプーン）	障害者	上肢、体幹機能障害者 一人で食事ができない者	○ (学齢 児以 上)	○ 他の補助用具を用いても一人で食事ができない者で、当該用具を自分の意志で操作できるもののうち医師の診断書、アセスメントにより真に必要と認められる者
------------------	-----	---------------------------	----------------------	---

を削る。

附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行する。